

千葉県立地企業補助金（整備計画）

手続きフロー

手続きの内容

提出時期

備考

事前調整



市町村→県

市町村計画認定申請
〔第四号様式の二〕

要綱第三条の二



県→市町村

市町村計画認定

要綱第三条の二



市町村→県

千葉県立地企業補助金
交付申請 〔第五号様式〕

要綱第五条



県→市町村

交付決定通知

交付規則第六条



市町村→県

千葉県立地企業補助金
実績報告書 〔第八号様式〕

要綱第九条



県→市町村

補助金等の額の確定

交付規則第十四条



市町村→県

千葉県立地企業補助金
交付請求書 〔第九号様式〕

要綱第十条



県→市町村

支払い

事業着手前（契約前）

【（例）費用負担協定締結前】

契約後

補助事業完了の日から
起算して30日以内

○事業主体と市町村との費用負担、市町村計画の認定時期（要件の確認方法）などの調整を十分に行っておくこと。

○申請書を提出する際、

- ・事業の採算性
- ・整備用地の区域区分（工場適地等）
- ・製造業又は流通加工業、自然科学研究所の誘致を目的とした面積の割合
- ・市町村計画が具体的であり、確実に実施されると見込まれること
- ・環境保全に配慮されていることを確認すること。

○契約後、申請すること。

※交付決定通知後、要綱第三条第四号に該当するような変更が生じた場合は、変更交付申請書を提出し、再度決定通知を受けること。

【添付書類】

- ・ 検査調書（市町村が検査したもの）
- ・ 契約書（補助対象経費がわかるもの）
- ・ 支払い関係書類（業者から市町村に対する請求書等）